

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

人事院指令一八―一

昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部改正について

1 昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十五（略）</p> | <p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十五（略）</p> |

十六 欧州証券市場監督機構（ESMA）

2  
（略）

（新設）

2  
（略）

2 この指令は、令和六年十二月二十四日から施行し、改正後の昭和四十五年人事院指令一八一二は、令和五年八月一日から適用する。

令和六年十二月二十四日

人事院総裁 川本裕子